

兵庫県警察情報管理システム運用管理要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 管理組織等（第6条－第10条）
- 第3章 対象業務の新設及び変更（第11条－第17条）
- 第4章 情報管理システムの運用（第18条・第19条）
- 第5章 情報管理システムの維持管理（第20条－第23条）
- 第6章 情報管理業務監査（第24条）
- 第7章 補則（第25条）

平成25年8月15日
兵庫県警察本部訓令第10号

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、兵庫県警察情報管理システム（以下「情報管理システム」という。）のシステム設計並びに運用及び維持管理について基本的事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 情報管理システムのシステム設計並びに運用及び維持管理については、警察情報管理システム運用管理要綱（警察情報管理システム運用管理要綱の改正について（平成22年3月30日付け警察庁乙情発第3号、乙官発第5号、乙生発第3号、乙刑発第3号、乙交発第3号、乙備発第3号）別添）その他別に定めあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報管理システム サーバ等を利用して情報を広域的に作成又は利用するためのシステムであって、サーバ等、端末装置並びにこれらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器（以下「情報管理システム構成機器」という。）並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。
- (2) サーバ等 情報を体系的に記録し、検索し、又は編集する機能を有するサーバ及びメインフレームをいう。
- (3) 端末装置 サーバ等にデータを入力し、又は出力するために操作する装置をいう。
- (4) 対象業務 情報管理システムを利用して行う情報の管理に係る業務をいう。
- (5) システム設計 対象業務を新設し、又は変更しようとする場合において、当該対象業務の内容を分析、検討して情報の処理の手順を定め、当該情報処理を実現するために必要な機器及びプログラムの構成を設計することをいう。

（基本方針）

第4条 情報管理システムのシステム設計並びに運用及び維持管理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 事務能率の増進に寄与するため、警察各部門の業務について情報管理システムの活用を図ること。
- (2) 関係部門相互の協力体制を確保し、情報管理システムの円滑な運用に努めること。
- (3) 情報管理システムの利用実態を把握するとともに、有効性の向上と安全性の確保に努めること。

（対象業務の基準）

第5条 対象業務は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 警察資料を記録して検索を行う照合業務
- (2) 調査、集計、分析及び利用を必要とする統計業務
- (3) 施策の合理化及び高度化のために必要な資料の解析を行う業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事務能率が著しく増進するなど特に対象業務とする必要性が認められる業務

第2章 管理組織

(システム総括責任者)

第6条 警察本部（以下「本部」という。）にシステム総括責任者を置く。

- 2 システム総括責任者は、総務部長をもって充てる。
- 3 システム総括責任者は、情報管理システムのシステム設計並びに運用及び維持管理に関する事務を総括する。

(システム管理者)

第7条 本部に、システム管理者を置く。

- 2 システム管理者は、総務部情報管理課長(以下「情報管理課長」という。)及び交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)をもって充てる。
- 3 システム管理者は、情報管理システムの適正なシステム設計並びに運用及び維持管理を行うため、次に掲げる職務を行う。この場合において、情報管理課長は運転免許関係業務以外の情報管理システムを、運転免許課長は運転免許関係業務の情報管理システムをそれぞれ担当する。
 - (1) 対象業務の新設に関する調査研究に関すること。
 - (2) 情報管理システムに関する教養訓練に関すること。
 - (3) 情報管理システムに関する機器の設置に関すること。
 - (4) サーバ等及び端末装置の保守管理に関すること。
 - (5) その他サーバ等及び端末装置の運用に関すること。

(対象業務管理責任者)

第8条 対象業務を主管する所属（兵庫県警察文書管理規程（平成13年兵庫県警察本部告示第520号）第2条第2号に規定する所属をいう。以下同じ。）に、対象業務管理責任者を置く。

- 2 対象業務管理責任者は、対象業務を主管する所属の長をもって充てる。
- 3 対象業務管理責任者は、システム管理者と連携を密にして、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。
 - (2) 所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。
 - (3) その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

(運用管理責任者)

第9条 情報管理システムを運用する所属に、運用管理責任者を置く。

- 2 運用管理責任者は、情報管理システムを運用する所属の長をもって充てる。
- 3 運用管理責任者は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 端末装置その他の情報管理システムの情報を取り扱う装置(以下「端末装置等」という。)の運用に関する教養訓練に関すること。
 - (2) 端末装置等の保守管理に関すること。
 - (3) その他端末装置等の運用に関すること。

(システム検討部会)

第10条 対象業務の新設又は変更に関する検討審議は、兵庫県警察運営総合対策委員会規程（昭和45年兵庫県警察本部訓令第54号。以下「運営規程」という。）に定めるところにより、同規程第5条第1項第1号に規定する情報管理部会（以下「システム検討部会」という。）において行うものとする。

- 2 システム検討部会は、次に掲げる事項を検討審議する。
 - (1) 対象業務を新設し、又は変更する必要性に関すること。
 - (2) 対象業務の実施による警察事務全般への影響に関すること。
 - (3) システム設計及び対象業務の実施に必要な人員、組織及び経費に関すること。
 - (4) 対象業務の実施に当たり必要な安全性の確保に関すること。
 - (5) その他対象業務の実施に関すること。
- 3 システム検討部会の庶務は、検討審議する業務が運転免許関係業務以外であるときは情報管理課、運転免許関係業務であるときは運転免許課において行う。

第3章 対象業務の新設及び変更

(対象業務の新設の申請)

第11条 所属長（所属の長をいう。以下同じ。）は、主管する業務を対象業務として新設する必要があると認めるときは、総務部長が定める様式の対象業務新設申請書により、システム管理者を経てシステム総括責任者に申請するものとする。

（対象業務の新設の検討）

第12条 システム総括責任者は、前条の申請を受理したときは、システム検討部会を開催するものとする。ただし、申請の内容が軽易又は小規模な場合は、システム検討部会の開催を省略することができる。

（新設業務の指定）

第13条 システム総括責任者は、システム検討部会における審議の結果、対象業務として新設することが適当であると認めるときは、運営規程第1条に規定する兵庫県警察運営総合対策委員会（以下「委員会」という。）に報告し、新設業務の指定を受けるものとする。

2 システム総括責任者は、前条ただし書の規定によりシステム検討部会の開催を省略した場合において、対象業務として新設することが適当であると認めるときは、当該業務を新設業務として指定するものとする。

（システム設計）

第14条 システム管理者及び新設申請を行った所属長は、新設業務の指定がなされたときは、相互に協力して当該業務に係るシステム設計を行わなければならない。

2 システム管理者は、システム設計を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 情報処理の正確性及び適時性の確保に関すること。
- (2) 障害時の復旧対策、アクセス統制等の安全性の確保に関すること。
- (3) その他関連業務との整合性に関すること。

（対象業務の指定）

第15条 システム管理者は、システム設計を行ったときは、システム総括責任者を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に報告し、対象業務の指定を受けるものとする。

（対象業務の変更）

第16条 対象業務管理責任者は、対象業務のシステムを変更する必要があると認めるときは、総務部長が定める様式の対象業務システム変更申請書により、システム管理者を経てシステム総括責任者に申請するものとする。

2 第12条から前条までの規定は、対象業務のシステムの変更について準用する。ただし、軽易又は小規模なシステムの変更については、第12条から前条までに規定する手続を省略することができる。

（対象業務の指定解除）

第17条 システム管理者は、対象業務のうち著しく運用効率の低いもの又はサーバ等による情報処理の必要性が低いと認めるものについては、対象業務管理責任者と協議した後、システム総括責任者を経て本部長に報告し、当該対象業務の指定の取消しを受けるものとする。

第4章 情報管理システムの運用

（利用実態の調査等）

第18条 システム管理者及び対象業務管理責任者は、情報管理システムの利用実態を調査し、第4条各号に掲げる基本方針に従って情報管理システムが運用されるよう必要な措置を講じなければならない。

（情報の保護及び管理）

第19条 情報管理システムの運用に従事する者は、情報管理システムに係る機器の不正な操作を防止し、又は情報の不正利用、漏えい、滅失、き損、改ざんを予防するなど情報の保護及び管理に努めなければならない。

2 情報管理システムに係る情報の保護及び管理については、別に定めるところによる。

第5章 情報管理システムの維持管理

（適切な維持管理のための措置）

第20条 システム総括責任者は、情報管理システムが適切に維持管理されるよう必要な措置

を講じなければならない。

(設備の維持管理)

第21条 システム管理者及び運用管理責任者は、情報管理システム構成機器及びこれに附帯する電源設備等（以下「設備」という。）について点検及び保守を行い、常に適切に維持管理しなければならない。

2 システム管理者及び運用管理責任者は、前項の点検その他日常の業務を通じて設備の異状を発見したときは、速やかにシステム総括責任者に報告（運用管理責任者にあつては、システム管理者経由）し、その指示に従って必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の措置)

第22条 情報管理システムに係る災害、障害その他の事故を認知した者は、直ちに運用管理責任者を経てシステム管理者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けたシステム管理者は、直ちに事故の状況及び原因を調査し、復旧のための措置を講ずるとともに、速やかにシステム総括責任者に報告しなければならない。

(業務の外部委託)

第23条 システム管理者、対象業務管理責任者、運用管理責任者その他情報管理システムに関する業務を兵庫県警察職員以外の者に委託（以下「外部委託」という。）をする所属長は、外部委託するに当たり、その安全性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第6章 情報管理業務監査

(情報管理業務監査)

第24条 システム総括責任者及び対象業務を主管する部長は、情報管理システムに係る情報の取扱いの状況を把握するため、情報管理業務監査を行うものとする。

2 情報管理業務監査については、別に定めるところによる。

第7章 補則

第25条 この要綱の実施に関して必要な細目的事項は、総務部長が別に定める。

附 則（平成13年12月18日本部訓令第21号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

(情報管理システム運営要綱の廃止)

2 情報管理システム運営要綱（昭和63年兵庫県警察本部訓令第18号）は、廃止する。

附 則（平成25年8月15日本部訓令第10号）

この訓令は、平成25年8月15日から施行する。